令和８年４月

日本関税協会大阪支部事務局長　殿

大阪税関
監視部管理課長　谷口　晃
業務部管理課長　山本　倫久
調査部管理課長　居初　康生

「取締強化期間」における協力依頼について

平素より税関行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪税関においては、不正薬物、銃器、金及びテロ関連物資等の密輸阻止を目的として、本年５月 11 日（月）から５月 25 日（月）までの間を「取締強化期間」と位置付け、水際対策を強化します。

つきましては、税関の審査・検査の強化に御協力いただくとともに、不審な貨物を発見された場合、または不審な情報を入手された場合には、以下のいずれかの通報先に連絡していただきますよう、貴傘下会員への御周知のほどよろしく御願い申し上げます。

なお、不審な貨物を発見された場合には、安全確保に十分配慮いただきますよう併せて御周知願います。

通報先

大阪税関監視部　**０６－６５７６－３１２３**

シロイ　クロイ
税関密輸ダイヤル　**０１２０－４６１－９６１**
（24 時間受付：携帯からでも無料）